

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合ごみ処理施設更新計画 支援業務委託（その２）公募型プロポーザル方式実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合が発注するごみ処理施設更新計画支援業務委託（その２）の受注者の選定を公募型プロポーザル方式（総合評価型）（以下「公募型プロポーザル方式」という。）により実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 公募型プロポーザル方式とは、ごみ処理施設（ごみ焼却施設及びリサイクルセンター）更新計画支援に関する同種業務の実績を有するコンサルタント（以下「技術提案者」という。）より、幅広い知識及び高度な専門能力に基づく技術提案書を求め、その中から、技術的に最も優秀な者を契約の相手方として特定する方式をいう。

（技術評価委員会の設置）

第3条 管理者は、公募型プロポーザル方式の実施にあたり、技術評価委員会を設置するものとする。

（契約の相手方の特定等）

第4条 管理者は、公募型プロポーザル方式における評価基準を定める場合及び契約の相手方を特定する場合は、技術評価委員会の審議を経なければならないものとする。

（特定結果の公表）

第5条 管理者は、契約の相手方を特定したときは、各技術提案者の技術評価の結果を速やかに公表するものとする。

（特定結果の説明）

第6条 技術提案者は、前条の公表を行った日から起算して5日以内（準用する尾花沢市の休日を定める条例（平成2年条例第17号）に規定する市の休日（以下「準用する市の休日」という。）を除く。）に書面を提出することにより、技術評価の結果について説明を求めることができる。

2 管理者は、前項の求めについて、当該書面を受理した日の翌日から起算して、10日以内（準用する市の休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

3 管理者は、前項の規定による回答を行うにあたり、技術評価委員会の意見を聴くことができるものとする。

(評価内容の担保)

第7条 管理者は、契約の相手方として特定された者の技術提案のうち特定者決定に反映された事項について、その履行を確保するための措置及びその履行ができなかった場合の措置について、あらかじめ取り決めておくものとする。

(技術提案書の取扱)

第8条 管理者は、技術提案者から提出された技術提案書については、公表しないものとする。

(技術提案書の作成費用)

第9条 技術提案書の作成に要した一切の費用は、技術提案者の負担とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、公募型プロポーザル方式の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月11日から施行する。

(要綱の効力)

2 この要綱は、ごみ処理施設更新計画支援業務委託(その2)の契約日又は特定結果の説明回答日のいずれか遅い日まで、その効力を有する。